

令和5年第1回訓子府町議会臨時会会議録

○議事日程

令和5年5月8日（月曜日） 午前11時00分開会

- 第1 仮議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名（2名）
 - 第3 選挙第1号 議長の選挙について
 - 第4 会期の決定
 - 第5 選挙第2号 副議長の選挙について
 - 第6 常任委員の選任について
 - 第7 議席の指定
 - 第8 議会運営委員の指名選任
 - 第9 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について
 - 第10 議会活性化特別委員会の設置及び委員の選任について
 - 第11 選挙第3号 北見地区消防組合議員の選挙について
 - 第12 議案第28号 監査委員の選任について
 - 第13 議案第29号 副町長の選任について
 - 第14 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第15 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第16 議案第30号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）について
 - 第17 議案第31号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加議案
- 一 所管事務調査について

○出席議員（10名）

| | | | | | | | |
|-----|----|-----|---|-----|----|----|---|
| 1番 | 山田 | 日出夫 | 君 | 2番 | 渡邊 | 智大 | 君 |
| 3番 | 西森 | 信夫 | 君 | 4番 | 吉野 | 美香 | 君 |
| 6番 | 村口 | 鉄哉 | 君 | 7番 | 谷口 | 武彦 | 君 |
| 8番 | 余湖 | 龍三 | 君 | 9番 | 大野 | 良弘 | 君 |
| 10番 | 泉 | 愉美 | 君 | 11番 | 北川 | 克良 | 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

| | | | |
|--------------|----|----|---|
| 町長 | 伊田 | 彰 | 君 |
| 副町長 | 森谷 | 清和 | 君 |
| 総務課長 | 硯見 | 康之 | 君 |
| 企画財政課長 | 篠田 | 康行 | 君 |
| 企画財政課業務監 | 本庄 | 朋美 | 君 |
| 町民課長・元気なまちづく | | | |
| り推進室長・会計管理者 | 坂井 | 毅史 | 君 |
| 福祉保健課長 | 今田 | 朝幸 | 君 |
| 福祉保健課長補佐 | 関口 | 好子 | 君 |
| 農林商工課長 | 大里 | 孝生 | 君 |
| 建設課長 | 荒沢 | 直樹 | 君 |
| 建設課業務監 | 河端 | 健 | 君 |
| 上下水道課長 | 森田 | 繁光 | 君 |
| 教育委員会教育長 | 林 | 秀貴 | 君 |
| 管理課長・子ども未来課長 | | | |
| 社会教育課長・図書館長 | 高橋 | 治 | 君 |
| 社会教育課長補佐 | 佐藤 | 貴裕 | 君 |
| 子ども未来課長補佐 | ト部 | 恵司 | 君 |
| 農業委員会事務局長 | 今田 | 和則 | 君 |
| 農業委員会会長 | 細川 | 孝雄 | 君 |
| 監査委員 | 平塚 | 晴康 | 君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|---------|----|---|---|
| 議会事務局次長 | 小林 | 央 | 君 |
| 議会事務局書記 | 森谷 | 勇 | 君 |

開会 午前11時00分

○議会事務局次長（小林 央君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。出席議員中、西森信夫議員が年長の議員でありますので、ご紹介いたします。

西森議員、議長席の方へお願いいたします。

（年長議員西森信夫君、議長席に着く）

○臨時議長（西森信夫君） ただいま、紹介されました西森信夫です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（西森信夫君） ただいまから、令和5年第1回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

本日の出欠を報告いたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、森下選挙管理委員会委員長から欠席する旨の報告がありました。

◎町長挨拶

○臨時議長（西森信夫君） 選挙後、最初の議会でもありますので、会議に先立ち、町長からご挨拶をいただきたいと思っております。

町長。

○町長（伊田 彰君） 本日、令和5年第1回臨時町議会を招集申し上げましたところ全員のご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和5年4月23日執行の訓子府町長選挙の結果、町民の皆さまのご支援をいただき、町長の重責を担わせていただくこととなりました。

町議会議員の皆さまにおかれましても、それぞれ高い志を抱き立候補され、当選を果たされたこと心よりお祝い申し上げます。

施策の具体的な方向性につきましては、6月定例町議会におきまして、町政執行方針で明らかにしてまいりたいと存じますが、4期16年間の長きにわたり町の発展に多大な実績を上げられた菊池町長の後を受け、町長の重責を担う責任の重さを私自身痛感しているところでございます。昨今の住民生活に大きな影響を与えているエネルギー料金、酪農飼料を始めとしたさまざまな物価高騰対策、本日より感染症5類となった新型コロナウイルスの対応、昨年発生した集中豪雨の被災箇所の早期復旧など、喫緊の課題が山積している状況でございます。これからの4年間、全力を尽くしてまいりたいと覚悟でございます。議員の皆さま方のご指導とご協力をこの場をお借りして切にお願い申し上げます。

今回の臨時町議会は改選後、初めての議会でございます。議員構成のほか、町長提案といたしまして、人事案件、任期満了に伴う議会選出の監査委員、副町長の選任にご同意い

ただきたいと存じます。

また、急施を要します町税条例の改正と一般会計の補正予算、また、同じく急施を要したため、専決処分をいたしました一般会計補正予算について、提案をさせていただいておりますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、令和5年第1回臨時町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（西森信夫君） 以上をもって、町長の挨拶を終わります。

それでは、町長以下、説明員の方々は議会構成の案件が終了するまでの間、退席をお願いいたします。

(説明員退席)

◎開議の宣告

○臨時議長（西森信夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○臨時議長（西森信夫君） 日程に入るに先立ち、事務局次長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局次長（小林 央君） 本臨時会の説明員につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。説明員につきましては、初顔合わせでもありますので、関係委員長、会長、監査委員にも出席を求めています。

なお、説明員につきましては、議会構成の案件が終了次第、出席していただくことにしております。

また、本臨時会には、議会構成の案件が7件、町長提案の議案が6件、その他、議会運営委員会の所管事務調査の議決が1件でございます。

以上でございます。

○臨時議長（西森信夫君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（西森信夫君） 次に、仮議席の指定に入ります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席していただいている議席といたします。仮議席については、議会運営基準により、原則、年齢順と指定しております。

◎会議録署名議員の指名

○臨時議長（西森信夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により臨時議長において、山田日出夫議員、余湖龍三議員を指名いたします。

◎選挙第1号

○臨時議長（西森信夫君） 日程第3、これより、選挙第1号 議長の選挙についてを行います。議案書1ページです。

事務局次長に説明をさせます。

○議会事務局次長（小林 央君） それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと
思います。

選挙第1号 議長選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により、議長の選挙を行うわけですが、選挙の方法
につきましては、地方自治法第118条の規定に基づいて行うことになります。

法第118条の第1項では、議会において行う選挙は、公職選挙法第46条第1項およ
び第4項、第47条、第48条、第68条第1項、ならびに第95条の普通地方公共団体
の議会の議員の選挙に関する規定を準用することになっております。

また、法第118条第2項では、議員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いる
ことができるとされております。

公職選挙法の適用条文について、ご説明いたします。

第46条第1項および第4項は、投票は単記無記名で自書し、投票函に入れなければな
らないことが規定されております。

第47条は、点字投票の規定でございます。

第48条は、代理投票の規定でございます。

第68条第1項は、無効投票の規定でございます。

第95条第1項は、法定得票数の規定であります。有効投票の4分の1以上の得票数で
当選人と決定するものであります。

第95条第2項では、得票数が同じであるときは、くじによって定めると規定されてお
ります。

以上でございます。

○臨時議長（西森信夫君） ただいま、事務局次長からの説明が終わりました。

議長の選挙は「投票による方法」と「指名推選の方法」がありますが、どの方法による
か、お諮りをいたします。

（「投票」との声あり）

○臨時議長（西森信夫君） ただいま、山田議員から投票との発言がありましたので、議
長の選挙は投票により行います。

異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○臨時議長（西森信夫君） それでは、議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（西森信夫君） ただいまの出席議員数は10人であります。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に谷口武彦議員、泉愉美議員を指名いた
します。

次に、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（西森信夫君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「ありません」との声あり）

○臨時議長（西森信夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(職員によって投票箱を点検、「異常なし」との声あり)

○臨時議長(西森信夫君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は「単記無記名」であります。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記入の上、事務局次長の点呼により順次投票を願います。

○議会事務局次長(小林 央君) それでは、点呼を行ないます。

西森信夫議員については、臨時議長でありますので、議長席で投票をお願いいたします。

それでは、議席番号と氏名をお呼びいたしますので、順番に投票をお願いいたします。

1番、渡邊智大議員、2番、泉愉美議員、3番、谷口武彦議員、4番、吉野美香議員、5番、大野良弘議員、7番、村口鉄哉議員、8番、余湖龍三議員、9番、山田日出夫議員、11番、北川克良議員、最後に10番、西森議員は議長席をお願いいたします。

○臨時議長(西森信夫君) 投票漏れはありますか。

(「ありません」との声あり)

○臨時議長(西森信夫君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

谷口武彦議員、泉愉美議員は立会をお願いいたします。

(開票)

○臨時議長(西森信夫君) それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち有効投票9票、無効投票1票。

有効投票のうち、西森信夫君4票、山田日出夫君4票、谷口武彦君1票。

以上であります。

この選挙の法定得票数は3票であり、西森議員と山田議員の得票数は、いずれもこれを超えております。両議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用してくじで当選人を決めることになっております。西森議員および山田議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目はこの順序によってくじを引き、当選人を定めるためのものです。くじは抽選棒で行います。谷口武彦議員、泉愉美議員、くじの立会人をお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。順番は議席順といたします。山田議員、続いて西森議員くじを引いてください。

(山田日出夫議員「くじ」を引く)

(西森 信夫議員「くじ」を引く)

○臨時議長(西森信夫君) くじを引く順序が決定しましたので、報告をいたします。

まずはじめに、山田議員、次に、西森議員。

以上のおりです。

ただいまの順序に当選人を定めるくじを行います。

山田議員。

(山田日出夫議員「くじ」を引く)

(西森 信夫議員「くじ」を引く)

○臨時議長(西森信夫君) くじの結果、山田議員が当選人と決定しました。
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(西森信夫君) ただいま、議長に当選されました山田日出夫議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

(当選人発言を求む)

○臨時議長(西森信夫君) 議長に当選されました山田日出夫議員より、発言を求められておりますので、これを許します。

(議長当選人、演台で就任挨拶)

○議長(山田日出夫君) 一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

思わぬ結果で正直言って気が動転しておりますけれども、多くの支持をいただいた上は議員の皆さまと十分話し合いをつめ、民主的な運営をしながら議会と行政の二元性を求めてまいりたいと思います。私たち10人の議員は、選挙戦を通じて多くの町民の皆さんから多種多様な負託を受けたと思います。これを行政と協力し合って、少しでも前進させるかということが新しい、この10人の議会の使命だと今あらためて再認識しているところでございます。最後くじという、私の記憶、42年間役場にいた記憶の中でもないようなことで選出されましたけれども、たった今からノーサイドで議会の前進に全霊を私はこの4年間尽くしたいと思います。大変、浅学であり能力はございませんけれども、皆さんの新しい力をいただきながら、そして女性議員の力もいただきながら、そして全世代を網羅した顔ぶれになっておりますので、みんなで一致協力して町のため、町民のため、まい進したいと思います。まったく用意した挨拶ではもちろんありませんので、若干何を言っているか分からないような気もいたしますけれども、思いだけは伝えてご挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○臨時議長(西森信夫君) これをもって、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

この後の議事は新議長によって行っていただきます。

(新議長 議長席に着く)

◎会議録署名議員の補充

○議長(山田日出夫君) 会議録署名議員の補充指名をいたします。

議長の選挙により、日程第2において指名した会議録署名議員に1名の欠員が生じたので、会議規則第125条の規定により、議長において谷口武彦議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(山田日出夫君) 日程第4、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎選挙第2号

○議長（山田日出夫君） 日程第5、これより、選挙第2号 副議長の選挙についてを行います。議案書2ページでございます。

事務局次長に説明をさせます。

○議会事務局次長（小林 央君） それでは、議案書の2ページをお開きいただきたいと思えます。

選挙第2号 副議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行います。選挙の方法につきましては、議長の選挙と同様であります。あらためて申し上げます。

選挙の方法は、地方自治法第118条に基づいて行うことになります。

本条の第1項では、議会において行う選挙については、公職選挙法第46条第1項および第4項、第47条、第48条、第68条第1項、ならびに第95条の規定が準用されることになっております。

また、第118条第2項では、議員の中に異議がない時は、指名推選の方法を用いることができるかとされております。

ただいま、説明いたしました選挙による場合の公職選挙法の適用条文について、説明をいたします。

第46条第1項および第4項は、投票は単記無記名で自書し、投票函に入れなければならないことが規定されております。

第47条は、点字投票の規定でございます。

第48条は、代理投票の規定でございます。

第68条第1項につきましては、無効投票の規定でございます。

第95条第1項は、法定得票数の規定であります。有効投票の4分の1以上の得票数で当選人と決定するものでございます。

また、95条の第2項では、得票数が同じであるときは、くじによって当選人を決めると規定されております。

以上で、ございます。

○議長（山田日出夫君） ただいま、事務局次長からの説明が終わりました。

副議長の選挙は「投票による方法」と「指名推選の方法」がありますが、どの方法によるか、お諮りをいたします。

（「投票」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 投票との声がありました。投票で副議長の選挙を行いたいと思えます。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（山田日出夫君） ただいまの出席議員数は10人です。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に泉愉美議員、村口鉄哉議員を指名いたします。

それでは、投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長（山田日出夫君） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「ありません」との声あり)

○議長（山田日出夫君） 配布漏れはないと認めます。

投票箱を事務局および立会人、議員全員に改めていただきます。

異常ありませんか。

(「異常なし」との声あり)

○議長（山田日出夫君） 異常なしと認めます。

念のためもう一度申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局次長の点呼により順次投票願います。

○議会事務局次長（小林 央君） それでは、点呼を行ないます。

山田議長については、最後に議長席で投票をいたします。

それでは、議席番号と氏名をお呼びいたしますので、順番に投票をお願いいたします。

1 番、渡邊智大議員、2 番、泉愉美議員、3 番、谷口武彦議員、4 番、吉野美香議員、5 番、大野良弘議員、7 番、村口鉄哉議員、8 番、余湖龍三議員、10 番、西森信夫議員、11 番、北川克良議員、最後に9 番、山田議長は議長席でお願いします。

○議長（山田日出夫君） 投票漏れはございませんか。

(「ありません」との声あり)

○議長（山田日出夫君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

引き続き、開票を行います。

立会人の泉愉美議員、村口鉄哉議員は前方で立会をお願いいたします。

(開 票)

○議長（山田日出夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち有効投票10 票。無効投票0 票であります。

有効投票のうち、泉議員4 票、谷口議員2 票、余湖議員2 票、西森議員2 票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3 票であります。

よって、泉議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（山田日出夫君） ただいま、選挙の結果、副議長に当選されました泉議員が議場におられますので、会議規則第33 条第2 項の規定により、当選の告知をいたします。

(当選人発言を求む)

○議長（山田日出夫君） 副議長に当選されました泉議員より、発言を求められておりますので、これを許します。

(副議長当選人、演台で就任挨拶)

○副議長（泉 愉美君） 泉でございます。一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

皆さんから投票いただきまして、副議長という重責を担うことになりまして、私が今一番驚いているところではあります。しっかりやらなければならないという気持ちを切り替えなければならないというふうに思いますけれども、私まだ未熟なところが多々ありますので、先輩の皆さんたちにはこれからも引き続きご指導いただきながら支えていただきたいと思ひますし、新しく入られた5人の皆さんもおのこの得意分野があると思ひますので、力を発揮していただいて10人の力を合わせて活発な議会活動をしていけたらなというふうに思っております。議員さん一人一人考えは違って当然だと思ひんですけれども、この町を良くしたいと思ひ気持ちは皆さん一緒だと思ひますので、心を一つにしてよいまちづくりにみんなで取り組んでいけたらなというふうに思ひますので、どうか4年間よろしくお願ひいたします。

○議長（山田日出夫君） ここで昼食のため休憩といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後13時00分

○議長（山田日出夫君） それでは、定刻になりました。

休憩を解いて、会議を継続いたします。

◎常任委員の選任について

○議長（山田日出夫君） 日程第6、常任委員の選任についてを議題といたします。議会事務局次長から説明させます。

○議会事務局次長（小林 央君） それでは、議案書の3ページをお開きいただきたいと思ひます。

常任委員の選任について。

訓子府町議会委員会条例第7条第4項の規定により、常任委員を次のとおり指名選任するものでございます。

地方自治法第109条では、普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができることとされ、委員会条例第7条第1項では、議員は少なくとも一つの常任委員になるものと規定されております。

また、同条例第2条では、両常任委員会の定数を、第3条では、常任委員の任期を、また、第8条では、正副委員長の選任について規定されております。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時14分

○議長（山田日出夫君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

総務文教常任委員に西森議員、吉野議員、北川議員、渡邊議員、そして議長の私、山田

の5名であります。

産業建設常任委員に村口議員、大野議員、余湖議員、谷口議員、そして副議長の泉議員の5名であります。

以上のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり、常任委員を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時25分

○議長(山田日出夫君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会が開かれ、委員長および副委員長の互選が行われましたので、事務局次長に報告をさせます。

○議会事務局次長(小林 央君) それでは、私の方から各常任委員の正副委員長の報告をさせていただきます。

総務文教常任委員会委員長に、西森委員、同じく副委員長に、吉野委員。

産業建設常任委員会委員長に、余湖委員、同じく副委員長に、大野委員が互選されました。

以上であります。

◎議席の指定

○議長(山田日出夫君) 日程第7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を職員に朗読させます。

○議会事務局次長(小林 央君) それでは、議席番号を申し上げます。

1番、山田議長、2番、渡邊議員、3番、西森議員、4番、吉野議員、6番、村口議員、7番、谷口議員、8番、余湖議員、9番、大野議員、10番、泉議員、11番、北川議員です。

以上でございます。

○議長(山田日出夫君) ただいま職員が朗読したとおり、議席を指定したいと思います。

議席が決まりましたので、ただいま、指定した議席にお着きを願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時33分

○議長(山田日出夫君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議会運営委員の選任について

○議長（山田日出夫君） それでは、続いて、日程第8、議会運営委員の選任についてを議題といたします。議案書は4ページでございます。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、北川議員、渡邊議員、谷口議員、泉議員を指名したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時41分

○議長（山田日出夫君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、委員長および副委員長の互選が行われましたので、事務局次長に報告させます。

○議会事務局次長（小林 央君） それでは、私の方からご報告申し上げます。

議会運営委員会委員長に谷口委員、同じく副委員長に北川委員が互選されました。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） 以上をもって、議会運営委員長、副委員長の選任報告を終わります。

◎議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（山田日出夫君） 日程第9、議会広報特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。議案書は5ページです。

議会広報の発行に際して必要な事項の審査をするため、委員会条例第5条の規定に基づき、議会広報特別委員会を設置し、これに付託することとし、委員については、同条例第7条第4項の規定に基づき議長を除く9名の議員を指名いたしたいと思います。

また、委員の任期については、常任委員の任期2年とし、閉会中も継続審査できるものといたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって本案は、議会広報の発行に際して必要な事項の審査をするため、議長を除く9名の議員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託することとし、また、委員の任期については2年とし、閉会中も継続審査できるものとするに決定いたしました。

ここで、議会広報特別委員会を開催し、正副委員長を互選するため、暫時休憩といたし

ます。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時52分

○議長（山田日出夫君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会が開かれ、委員長および副委員長の互選が行われましたので、事務局次長に報告をさせます。

○議会事務局次長（小林 央君） それでは、私の方からご報告を申し上げます。

議会広報特別委員会委員長に渡邊議員、同じく副委員長に谷口議員が互選されました。

以上であります。

◎議会活性化特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（山田日出夫君） 日程第10に移ります。議会活性化特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。議案書は6ページです。

議会改革及び議会活性化推進に係る事項の審査をするため、委員会条例第5条の規定に基づき、議会活性化特別委員会を設置し、これに付託することとし、委員については、同条例第7条第4項の規定に基づき議長を除く9名の議員を指名いたしたいと思いをします。

また、委員の任期については、議員の任期とし、閉会中も継続審査できるものと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって本案は議会改革および議会活性化推進に係る事項の審査をするため、議長を除く9名の議員で構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託することとし、また、委員の任期については、議員の任期とし、閉会中も継続審査できるものとするに、決定をいたしました。

ここで議会活性化特別委員会を開催し、正副委員長を互選するため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時58分

○議長（山田日出夫君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

休憩中に議会活性化特別委員会が開かれ委員長および副委員長の互選が行われましたので、事務局次長に報告をさせます。

○議会事務局次長（小林 央君） それでは、私の方からご報告申し上げます。

議会活性化特別委員会委員長に泉議員、同じく副委員長に谷口議員が互選されました。

以上であります。

○議長（山田日出夫君） 以上をもって、議会活性化特別委員長、副委員長の選任報告を

終わります。

◎選挙第3号

○議長（山田日出夫君） 日程第11、選挙第3号 北見地区消防組合議員の選挙を行います。議案書は7ページです。事務局次長に内容を説明させます。

○議会事務局次長（小林 央君） それでは、議案書の7ページをお開きいただきたいと思いをします。

選挙第3号 北見地区消防組合議員の選挙について。

北見地区消防組合規約第5条第2項の規定により、組合議員2人の選挙を行うものです。選挙の方法につきましては、議長選挙の際、説明しておりますので省略いたします。

なお、投票の場合、この選挙の法定得票数は2票であります。

消防組合議員は本町から2名でありますので、法定得票数以上を得た上位2名の議員が当選人となります。

以上でございます。

○議長（山田日出夫君） 事務局次長からの説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時 1分

再開 午後 2時14分

○議長（山田日出夫君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

北見地区消防組合議員の選挙の方法につきましては、議長において指名することとしたいと思いをします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

北見地区消防組合議員には、谷口議員、吉野議員を指名したいと思いをします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました谷口議員、吉野議員を北見地区消防組合議員の当選人にすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました谷口議員、吉野議員が北見地区消防組合議員に当選されました。

ただいま、北見地区消防組合議員に当選されました谷口議員、吉野議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで全員協議会を開催するため、休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 3時00分

○議長（山田日出夫君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎議案第28号

○議長（山田日出夫君） 日程第12、議案第28号 監査委員の選任についてを議題といたします。

村口議員については、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となることから、議場からの退場を求めます。

（村口鉄哉議員退場）

○議長（山田日出夫君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書8ページです。町長。

○町長（伊田 彰君） 議案第28号、人事案件でございますので、私からご説明いたします。

議案第28号 監査委員の選任について。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をいただくものでございます。

議員選出の訓子府町監査委員として、村口鉄哉氏の選任にご同意をいただきたく、ご提案申し上げます。

なお、任期につきましては、令和5年5月8日から令和9年の4月30日までの4年間でございます。

以上、議員選出監査委員の選任につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略することとし、ただちに採決いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより、議案第28号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

（村口鉄哉議員入場）

◎議案第28号

○議長（山田日出夫君） 日程第13、議案第29号 副町長の選任についてを議題といたします。

該当者は、退席をお願いいたします。

（該当者退場）

○議長（山田日出夫君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書9ページです。町長。

○町長（伊田 彰君） 本件につきましても人事案件でございますので、私からご説明を申し上げ、ご理解をいただきたいと思っております。

議案第29号 副町長の選任について。

森谷清和副町長の任期につきましては、本年5月8日で任期満了となります。引き続き同氏を副町長に任命することについて、ご提案申し上げ、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

ここで森谷現副町長の経歴について、簡単にご紹介させていただきます。

同氏は東町在住。昭和35年生まれの満63歳でございます。昭和58年札幌大学を卒業し、同年、本町に採用されております。以来、企画財政課業務監、企画財政課長、総務課長、そして、令和元年5月には副町長に就任され、現在に至っております。一般職の時代には、総務、産業、企画、教育、財政、まちづくり、幅広い分野で業務を担当しております。副町長に就任後は、スポーツセンター、消防庁舎建設をはじめ、各種施策の推進にあたり、さらには、未曾有の危機であった新型コロナウイルス感染症へのさまざまな対応にも職員の先頭に立って、指揮にあたるなど、冷静沈着な性格と抱負な知識を持って重責を担っていただきました。私が町政1期目を担うにあたり、多くの難題や課題の解決には副町長という補助機関の要は不可欠であります。その大役には、ぜひとも森谷現副町長を再任していただきたいと考えておりますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和5年5月9日から令和9年5月8日までの4年間でございます。

以上、副町長の選任につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準に基づき、討論を省略することとし、ただちに採決いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

(該当者入場)

◎議案第32号

○議長(山田日出夫君) 次に、日程第14、議案第32号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書は30ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長(篠田康行君) それでは、座ったまま失礼させていただきます。議案書の30ページをお開きください。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

今回の予算の専決処分は、見込みより積雪量が多かったため、速やかに町道を除排雪する必要があったことから専決処分したものでございます。

それでは、次のページの専決処分書により、専決処分を行った令和4年度訓子府町一般会計補正予算(第16号)の内容を説明いたします。

まず、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ660万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ53億1,958万5千円とするものでございます。

2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これについてはご覧をいただくこととし、内容については、33ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

第2条は、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費の補正について定めており、第2表により説明をさせていただきます。

まず、32ページの第2表、繰越明許費補正について説明をいたします。

この内容については、34ページの繰越明許費に関する調書をご覧いただきたいと思います。

今回の補正は、4款、1項、2目、予防費の事業名は新型コロナウイルスワクチン接種事業で1,109万2千円を令和5年度に繰り越すものです。

なお、繰り越し理由については、記載のとおりとなっております。

それでは早速、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行い、その後、歳入の説明を行いたいと思います。

それでは、33ページの下の表の歳出になります。

8款、3項、2目、道路維持費の事業区分、町道除排雪事業の使用料及び賃借料では、除排雪に使用する車両借上料660万円を追加。

次に、上の表の歳入になります。

18款、1項、1目、財政調整基金繰入金では、予算の財源調整として660万円の追加。

最後に、別に配布の資料2の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況見込みをご覧いただきたいと思います。今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から4行目にありますように41億8,711万3千円となっております。

以上、専決処分の承認を求める内容について、説明をさせていただきましたのでご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第33号

○議長（山田日出夫君） 次に、日程第15、議案第33号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書では35ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の35ページをお開きください。

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。

今回の予算の専決処分は、3月に共同利用模範牧場のパドック内の飼料槽が雪の重みにより倒壊しましたが、5月の一斉入牧に影響が出ないように速やかに倒壊した飼料槽の撤去と仕切り柵を整備する必要があったことから専決処分をしたものでございます。

それでは、次のページの専決処分書により、専決処分を行った令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第1号）の内容を説明いたします。

まず、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ339万9千円を追加し、歳入

歳出の総額を歳入歳出それぞれ44億7,659万9千円とするものです。

第2項にありますように、この補正における款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりですが、これについてはご覧をいただくこととし、内容については、38ページの事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは早速、事項別明細書の説明をさせていただきますが、先に歳出を行い、その後、歳入の説明を行いたいと思います。

それでは、38ページの下の表の歳出になります。

6款、1項、7目、牧場費の事業区分、牧場管理運営事業の工事請負費では、倒壊した飼料槽の屋根と土台の部分の約43メートルを撤去したことから施設撤去工事としまして173万8千円を計上。

原材料費では、撤去した箇所新たに柵および患畜用の日よけの屋根を設置するため、資材用の角パイプ、屋根トタンなどの修繕原材料として166万1千円を追加。

次に、上の表の歳入になります。

18款、1項、1目、財政調整基金繰入金では、予算の財源調整として339万9千円の追加。

最後に、別に配布の資料3の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況見込みをご覧いただきたいと思いますが、今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から4行目にありますように40億1千万9千円となっております。

資料4につきましては、一般会計補正予算に係る投資的事業の資料となっておりますが、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、専決処分の承認を求める内容について、説明をさせていただきましたのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

西森議員。

○3番（西森信夫君） 3番、西森です。この牧場管理運営事業、共同模範牧場、美園の牧場の件だと思うんですが、非常に年数がたっていたのか、今年の大雪でつぶれたのか。耐用年数がどれぐらいだったのか。それから経過年数はどれぐらいだったのか、それから43mほどの施設が倒れるということは、前もって除雪は必要じゃないのかという懸念はなかったのかどうか、そこら辺をお教え願いたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） ただいま、西森議員から質問のありました牧場の今回倒壊した飼料槽の年数自体、こちらについては、昭和43年から45年の間で建設をされたものです。なので、現在55年ほど経過するというようなところでございます。この施設の耐用年数は30年ほどというような形なので、耐用年数はとっくに過ぎております。この建物自体、牧場が冬季舎飼いをやっていたときの建物でありまして、現在は飼料槽としての役割では使っておりません。ただし、西森議員ご指摘のとおり、もう経年劣化が進んでおりまして、いつ倒れてしまうのかという部分は予測はできてますし、普通5月から10月、牧場を開設しているときも、そこら辺の倒壊の可能性はあるということで牧場作業員

とかは、それを折り込んで作業にあたっております。

以上です。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ありませんか。

村口鉄哉議員。

○6番（村口鉄哉君） 6番、村口です。まず、歳入の関係ですけれども、財政調整基金繰入金、合計で3, 165万3千円となっておりますけれども、牧場分の数字について、教えていただきたい。

誠に申し訳ありませんけれども、3月の当初予算、朝に配布されたものですから、牧場分がちょっと未確認だったんで、申し訳ありませんけれども、今回の補正を入れて合計で教えていただきたいというふうに思います。

あと現在、酪農関係、生乳抑制等で酪農情勢が厳しい状況ですし、当初の予算のときに質問がありましたとおり、すいません回答いただきましたとおり牧場の放牧期間も短縮し使用料は減額になっているということでもありますので、牧場自体の運営について、簡単でよろしいですので、見通しがありましたら一般質問にならない程度で手短にお願いしたいとします。

次に、歳出の方でありますけれども、牧場費の工事請負費とその下の原材料費の積算内容の詳細でありますけれども、教えていただきたいとします。

牧柵の設置作業についてでありますけれども、既に工事が終わっているかどうか分かりませんが、経費の削減のため、多分、牧場技能員で作業はやられているのかなと思います。そういう部分で私の方で考えるのは、建設作業に近いんじゃないかなということで牧場技能員が作業される上で溶接の資格、もしくは安全作業の計画がありましたら説明をお願いしたいとします。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 村口議員に申し上げますけれども、一般質問にかなりわたっていると私は判断するんですけども、質問の内容はこの専決の数量とか目的だとかということについての質問ですから、すべてに答えられるかどうかはちょっと、私の整理です。

○6番（村口鉄哉君） すいません、いいですか、あるとかないとかという程度でよろしいです。詳細がどうのこうのという話ではありませんので、申し訳ありません。

○議長（山田日出夫君） 企画財政課業務監。

○企画財政課業務監（本庄朋美君） 歳入の財政調整基金の牧場取り崩し分の牧場費にかかる内訳ということで、資料1の方の数字でご質問いただいたかと思えます。資料1の方の財政調整基金の取り崩し額が今回の補正後3, 510万1千円となっております。こちらにつきましては、すべての予算に対する財源不足を財政調整基金から取り崩しておりますので、今回の牧場の方の専決処分を取り崩しは明らかに牧場費ということになりますけれども、当初予算につきましては、全体の予算の財源不足を財政調整基金から取り崩して充てておりますので、明確にこの金額がどの科目に当たっているということではないのでご理解をいただきたいとします。

○議長（山田日出夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） ただいま、村口議員からご質問のありました牧場の今後の見通しという部分です。こちらについては、うちの牧場はいかに健康に牛の体重を増や

して、牛を妊娠させて畜主の元に返すというのが使命であります。なので、牧場の草の良好な時期に牛を入れるということを主眼に置きまして、牧場の入牧期間を従来より少し圧縮して、いい草を食べさせるときに入牧してもらうというような方針をしております。かといって今般、酪農情勢が厳しいので酪農家から牛を預託される頭数自体が若干減ってきております。これについては、牧場でも畜主の方に少しでも利用をとということでやっておりますですけども、ちょっとこの情勢が続けば、まだちょっとしばらく牧場としては辛抱しなければならない。ご指摘のとおり収支的に今の牧場では赤字になっておりますので、何とかそういった酪農情勢が見通しが立って牧場の頭数自体も増えてくれば黒字転換を図りたいということで考えております。

三つ目、歳出の積算内容ということでした。まず、飼料槽の撤去工事、大まかに言いますと大きく二つに分かれておりまして、飼料槽の上屋ですね、以前説明もしたときありましたように、もう鉄としてはほぼ価値のない鉄くずの金属部分の撤去工事、そういったものをバックホーなど、そういったものを使いながら行う工事と基礎のコンクリートの撤去、その大きく二つの部分で重機の搬送代とか、かかる経費を見積もって飼料槽の撤去工事の積算をしております。一方、原材料費については、飼料槽の部分が43mということ説明にもありましたとおり43m分の柵を設置するために角パイプとかをその分、購入するというような中身。あと病気になった牛を日に当てずにつないでおくための屋根、その部分を波板とかコイル材の鋼の板の部分、そういった部分で購入ということで原材料費の積算を行っております。

四つ目、牧柵の設置作業については、村口議員のご指摘のとおり牧場技能員が作業にあたっております。溶接の資格とか、そういったものも有しながら作業に当たるときには、高所の作業をやる部分であるとか、そういった部分、安全帯の着用とか、それも牧場にそういった器具とかを備えながらやっておりますし、計画というのは、具体的に何日間ということはありません。今、現状として、飼料槽の撤去は完全に終わりました。これから牧柵を作る作業に入っておりますので、ここから2週間ぐらいの計画で牧場職員の部分で牧柵の設置に当たっていくというような計画でございます。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ありませんか。

村口議員。

○6番（村口鉄哉君） 6番、村口です。再質問ですいませんがさせていただきたいと思えます。歳入の方の財政調整基金の関係ですけども、当初予算では、121ページの7目の牧場費、ここに出てると思うんですけども、使用料2,101万9千円、それから諸収入6万2千円とあります。一般財源で1,238万4千円とあります。これは財政調整基金ではないのでしょうか。ですので1,238万4千円プラス今回の339万9千円プラスで財政調整基金が合計されているのか、その点教えていただきたいと思えます。

○議長（山田日出夫君） 村口議員、この議案に対する質問ですからね。

○6番（村口鉄哉君） だから牧場の財政調整基金は最終的に牧場分としてなんぼなんですかって聞いたわけですよ。ですから当初予算で出てる一般財源は財政調整基金から出てる金額ではないというふうに判断していいのかという質問をしているんです。

○議長（山田日出夫君） 端的にお答えください。

企画財政課業務監。

○企画財政業務監（本庄朋美君） ご質問いただきました当初予算の予算書121ページ、牧場費の財源内訳の方ですけれども、こちらの方にあります一般財源1,238万4千円とありますけれども、一般財源、財政調整基金の取り崩しももちろん一般財源という扱いになります。歳入のそのほかの町税ですとか特定財源とならないもの全てが一般財源というふうに扱われます。歳出総額の中の一般財源を要する部分、そこから歳入も一般財源に充てられるものの足りない不足分を財政調整基金から取り崩しておりますので、この牧場費の1,238万4千円全てが財政調整基金の取り崩しがあまっているということではありません。

○議長（山田日出夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 質疑がないようですので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） ほかに討論ございませんね。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第30号、議案第31号

○議長（山田日出夫君） 次に、日程第16、議案第30号、日程第17、議案第31号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第30号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）についての提案理由の説明を求めます。議案書は10ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の10ページをお開きください。

議案第30号 令和5年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）について提案説明をいたします。

令和5年度訓子府町一般会計補正予算については次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出にそれぞれ1,744万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ44億9,404万8千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次のページにあります第1表 歳

入歳出予算補正によることを規定しているもので、これについてはご覧いただくこととし、その内容については、12ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書の説明をさせていただきますが、まず、歳出を説明させていただき、その後、歳入の説明をさせていただきます。

14ページをお開きください。

上の表の2款、1項、8目、企画費の事業区分、まちづくり推進事業の負担金、補助及び交付金のコミュニティ助成事業補助金では、一般財団法人自治総合センターによるコミュニティ助成事業に西富実践会が申請しておりました草刈り機等整備事業の助成が決定されたことから、助成申請額同額の250万円を計上。

その下の表の3款、2項、1目の児童福祉総務費の事業区分、子育て世帯生活支援特別給付金事業では、物価高騰の影響を受けた低所得者の子育て世帯を支援するため、対象となる児童1人につき5万円を支給する給付金事業です。

対象者は、令和4年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当の支給を受けている者で令和4年度分の住民税均等割が非課税である者。そのほか、令和4年3月31日時点で18歳未満の子、障がい児については20歳未満の子及び令和6年2月末までに生まれる新生児の養育者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者、または物価高騰の影響を受けて家計が急変し住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者でございます。

なお、対象者につきましては35名を見込んでおります。

需用費の消耗品費では、コピー用紙購入のため3千円を計上、印刷製本費では、窓あき封筒の購入のため1万6千円を計上、合わせまして1万9千円を計上。

役務費では、対象者への通知等にかかる郵送料として通信運搬費3千円を計上。

手数料では、給付金の口座振り込みにかかる手数料として1万2千円を計上、合わせまして1万5千円を計上。

使用料及び賃借料では、電子複写機借り上げ料として1千円を計上

負担金、補助及び交付金では、対象者35名に対して1人5万円の給付金を支給することから、子育て世帯生活支援特別給付金として175万円を計上。

次のページの4款、1項、2目、予防費の事業区分、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、春から開始する65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方等へのワクチンの接種が速やか、かつ円滑に実施されるよう体制を整備するものでございます。

まず、報酬では、事務を補助する会計年度任用職員の報酬として20万1千円を計上。

職員手当等では、時間外勤務手当で14万円を計上。

報償費では、接種にかかる医師、看護師の報償として55万9千円の計上。

需用費の消耗品費では、ファイル、ドライアイスなどの消耗品購入に21万4千円の計上、光熱水費では、ワクチン保管用の冷凍庫電気代として2万4千円を計上、合わせまして23万8千円を計上。

役務費の通信運搬費では、接種券発送郵便料、ワクチン配送料および接種予約にかかる電話フリーダイヤル料として56万9千円を計上。

手数料では、町外で接種した場合の国保連手数料、新聞折り込みチラシの手数料として7万8千円を計上。

保険料では、看護師の傷害保険料として4万5千円を計上、合わせまして69万2千円の計上。

委託料では、新型コロナウイルスワクチン接種業務として、北見赤十字病院医師の委託と個別接種にかかる町内医療機関への委託で362万2千円を計上、新型コロナウイルスワクチン接種予約受付業務として695万2千円を計上、集団接種にかかる医療廃棄物処理業務4万8千円の計上で合わせまして1,062万2千円の計上。

使用料及び賃借料では、電子複写機借上料4万円を計上、接種会場にパネルや吸塵・吸水マットを設置することから会場用具借上料21万6千円を計上、合わせまして25万6千円の計上。

次のページの、負担金、補助及び交付金では、町外接種分の接種費用として、新型コロナウイルスワクチン接種負担金45万6千円を計上。

17ページの給与費明細書につきましては、今回の新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかる会計年度任用職員、職員時間外手当の補正に伴うものですので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、12ページに戻っていただきまして、歳入になります。

まず、一番上の表の14款、1項、2目、衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金では、ワクチン接種に伴う接種費用などにかかる補助で364万3千円を計上。

その下の表の14款、2項、2目、民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金では、歳出で説明いたしました子育て世帯生活支援特別給付金事業に対する補助で、歳出予算同額の178万5千円を計上。

3目、衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金では、ワクチン接種に伴う、事務費や集団接種会場の運営などにかかる経費に対する補助で607万3千円を計上。

一番下の段の表の18款、1項、1目、財政調整基金繰入金では、予算の財源調整として344万8千円の追加。

次のページの20款、5項、5目の雑入、コミュニティ助成事業助成金は、西富実践会の草刈り機等整備事業の助成額同額の250万円を計上。

最後に、別に配布の資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）をご覧いただきたいと思いますが、今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から4行目にありますように40億656万1千円となっております。

以上、補正内容について、説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山田日出夫君） 次に、議案第31号 町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書は18ページです。

町民課長。

○町民課長（坂井毅史君） それでは、議案書18ページ。

議案第31号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

町税条例（昭和25年条例第8号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとする

るものでございます。

今回の条例改正は、本年4月1日に「地方税法の一部を改正する法律」および「地方税法施行令」などの一部を改正する政令が施行されたことに伴うもので、主な内容については、町民税、法人町民税、たばこ税において、電子納税に対応した様式の追加。令和5年度から住民税、町民税に森林環境税をあわせて徴収する。これは地球温暖化、国土保全、水源の維持など、森林整備が緊急の課題であることから創設されました。軽自動車税については、区分変更やグリーン化特例の適用による種別割の税率改正、環境性能割の非課税特例特別措置の終了、固定資産税については、新型コロナウイルス感染症等にかかる先端設備等に該当する家屋および償却資産に対する特例の廃止などになります。

また、国民健康保険税につきましては、後期高齢者支援分の限度額の引き上げ、平成30年度に運営主体が都道府県化され、令和12年度を目途に全道統一保険料を目指すこととしており、それに先立ち、令和8年度までに固定資産に対して課税される資産割を廃止しなければならないことから、段階的に引き下げ、その分を所得割の引き上げをするものでございます。

それでは、記以下について、ご説明させていただきます。

改正条文につきましては、19ページから24ページまで記載しておりますけれども、長文かつ複雑であるため、25ページ以降の町税条例の一部を改正する条例の概要により、主な改正点について、ご説明させていただきます。

それでは、25ページをお開きください。

この表ですけれども、改正する見出しと条を左側の項目欄に、その右の段に改正規定の主な内容とその下に適用日、または施行日を記載しております。適用日および施行日については、ここに記載のとおりですので、条文の改正の説明には省略をさせていただきます。

それではまず、項目の1になります。

項目1、配当割額又は課税株式等譲渡所得割額の控除（第34条の9）については、項目3、後ほど説明させていただきますが、森林環境税および森林環境譲与税に関する法律の改正に伴う改正でございます。

項目2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書（第36条の3の2）については、扶養親族等申告書において、当該前年の最後に提出したものと変更がない場合は記載事項を簡略した申告書を提出することができることとなりました。

続きまして、項目3、個人町民税の徴収の方法等（第38条）については、森林環境税の賦課徴収の方法について、個人の町民税の均等割とあわせて1千円賦課徴収する規定でございます。

項目4、個人の町民税の納税通知書（第41条）については、町民税の納税通知書に森林環境税を追加すること。

その下の項目5、給与に係る個人の町民税の特別徴収（第44条）についても森林環境税を給与に係る個人の町民税とあわせて特別徴収するという規定でございます。

続きまして、項目6、給与の所得にかかる特別徴収税額の納入の義務等（第46条）ですけれども、施行規則様式の新設に伴う様式の追加でございます。

項目7、給与所得にかかる特別徴収税額の普通徴収額への繰入れ（第47条）については、給与所得に係る個人の町民税を特別徴収されていた納税者が給与の支払いを受けなく

なった場合には、森林環境税もあわせて普通徴収により徴収される規定でございます。

項目 8、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収（第 47 条の 2）については、森林環境税を公的年金等に係る個人の町民税とあわせて年金特別徴収するという規定でございます。

続きまして、26 ページ、項目 9 になります。年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ（第 47 条の 6）については、年金所得に係る個人の町民税を特別徴収されていた納税者が年金を支払いを受けなくなった等の場合は、森林環境税もあわせて普通徴収により徴収される規定でございます。

項目 10、法人の町民税の申告納付（第 48 条）および、その下、項目 11 の法人の町民税に係る不足税額の納付の手続（第 50 条）については、施行規則様式の新設に伴う様式の追加でございます。

項目 12、種別割の税率（第 82 条）については、軽自動車税のミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードと言われているものですが、それを除外して除外した 3 輪以上の特定小型原動機付自転車は第 82 条第 1 号イとする規定でございます。これにより、この区分に該当する税額は 3,700 円から 2 千円になるということでございます。

項目 13、たばこ税の申告納付の手続（第 98 条）および項目 14、たばこ税に係る不足税額等の納付手続（第 101 条）については、施行規則様式の新設に伴う様式の追加でございます。

次に、27 ページでございます。

項目 15 の課税額（第 142 条）から項目 20 の介護納付金課税被保険者に係る資産割額（第 149 条）については、国民健康保険税の税率改正となります。

まず、改正の説明の前に簡単にですが、国民健康保険税の仕組みをご説明させていただきます。

この表の右側に税率変更となっている表が三つあるんですけども、その現行のところを見ただけならばと思います。

国民健康保険税につきましては、医療費に充てる基礎分、後期高齢者医療に充てる支援分、介護保険に充てる介護分の 3 区分からなります。さらに算定する上で所得に応じて課税される所得割、所有している固定資産に対して課税される資産割、加入者個人に一律課税される均等割、世帯に対して一律課税される平等割の 4 区分となります。これらをあわせて税額を決定しています。また、平成 30 年度から運営主体が市町村から都道府県へと変更になり、北海道では、令和 12 年度を目途に全道統一保険料を目指すこととなっております。この中で、先ほどご説明させていただきました所得割、資産割、均等割、平等割の 4 区分から多くの市町村が取り入れている 3 区分、資産割を廃止した 3 区分に変更しなければなりません。現在は廃止に向けた経過期間となっております。最終的には令和 8 年度までに、ここの資産割を廃止しなければならないということになります。今回の改正では、この改正では、この資産割を現行の半分にしまして、北海道が示している標準税率というのがありますけども、それより多少低く設定されている所得割に振り替えることとしております。

改正する部分については、この表をご覧になっていただきたいんですけども、まず一番

上の表が現行税率の表、2番目が今回提案させていただいている改正後の表、それから一番下が参考標準税率と書いていますけども、北海道が示している標準税率、このぐらいに税率なるのではないかという標準税率でございます。

改正箇所ですけども、まず、支援分の限度額の欄をご覧いただきたいと思います。多少ゴシックにして、ちょっと見づらいんですけども、支援分の限度額、現行20万円が改正後は22万円に改正されます。これにより、基礎分、支援分、介護分とあわせて限度額は現行の102万が改正後は104万円となります。

続いて、基礎分の所得割でございます。現行が5.6%ですけども、改正後は6.1%。その下の基礎分の資産割が現行が8%、これを改正後4%にするということです。

○議長（山田日出夫君） 課長、少し説明止めてください。

本日の会議時間について、あらかじめ延長したいと思いますので、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君） 異議なしと認めます。

あらかじめ時間を延長したいと思います。

説明を続けてください。

○町民課長（坂井毅史君） 次に、支援分の所得割でございます。現行1.7%が改正後1.9%に、その下の資産割でございますけども、現行12%が改正後6%に、その隣の介護分の資産割、現行2%から改正後1%になります。

項目21の国民健康保険税の減額（第163条）は、低所得者の軽減所得判定基準を改正するものでございまして、所得に応じて7割、5割、2割の軽減があるうち、まず①の5割軽減基準額を基礎控除額43万円に加える被保険者および特定同一世帯所属者数を乗じる額、現行28万5千円から29万円に引き上げるものです。

次に、②の2割軽減基準額を基礎控除額43万円に加える被保険者および特定同一世帯所属者数を乗じる額、現行52万円を53万5千円に引き上げるものでございます。

項目22の特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例（第163条の2）は、次の項目23の改正による引用条文の改正でございます。

項目23の特例対象被保険者等に係る申告（第164条の2）は、特例対象被保険者等に係る課税の特例の申告に必要な書類が変更となります。

続きまして、28ページ、項目24でございますけども、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例（附則第8条）は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を令和6年度までとしていたものを令和9年度まで延長するものでございます。

その下、項目25の読替規定（附則第10条）は、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例の条文を削除。

項目26の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合（附則第10条の2）は、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定の追加とそれに伴う項ズレの整理でございます。

項目27、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものが

すべき申告（附則第10条の3）は、項目26の減額措置を受けようとする者がすべき申告についての規定の追加とそれに伴う項ズレの整理でございます。

項目28、軽自動車税の環境性能割の非課税（附則第15条の2）および項目30、一つ飛ばしまして項目30の軽自動車税の環境性能割の税率の特例（附則第15条の6）は、令和元年10月から令和3年12月まで新規登録された軽自動車に対しての軽減措置が終了する旨の規定でございます。

戻りまして、項目29の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例（附則第15条の2の2）は、不正をおこなった自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げるというものでございます。

項目31、軽自動車税の種別割の税率の特例（附則第16条）は、令和3年4月から令和5年3月までに新規登録された軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、特例の期限を3年間延長するものでございます。燃費性能に応じて75%、50%、25%の軽減ありますが、このうち25%軽減対象のものが延長期間が2年ということになります。

一番下の項目32の軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例（附則第16条の）は、項目31の改正に伴う規定の整理および不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を現行10%から35%に引き上げるものでございます。

続きまして29ページの項目33の新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例（附則第19条の9）は、法律改正に伴いまして規定の整備を行うものでございます。

次に、項目34の公的年期等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例（附則第22条）から項目42の条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例（附則第26条の6）は、ご説明させていただきました項目21の国民健康保険税の減額の改正に伴う規定の整備でございます。

22ページに戻りまして、附則になります。

中段より下の方になりますけれども、まず、第1条については、適用日および施行日の規定になりますけれども、先ほどの改正概要で記載しておるとおりとなっております。

次に、23ページの第2条ですけれども、町民税に関する経過措置としまして、施行期日までは従前の例とすることを規定しております。

第3条については、固定資産税に関する経過措置として、令和4年分までは従前の例とすることを規定しております。

第4条では、軽自動車税に関する経過措置として、新条例第82条第1号二および附則第16の2第3項の規定は、令和5年度分までの種別割が従前の例とすること。第2項で令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された軽自動車の環境性能割は従前の例にすること。第3項で新条例附則第15条の2第4項の規定は、施行日前に取得された軽自動車の環境性能割は従前の例とすること。第4項で新条例附則第16条の規定は、令和4年度分までの種別割は従前の例とすることを規定しております。

24ページの第5条につきましては、国民健康保険税に関する経過措置でございまして、令和4年分までは従前の例とすることを規定しております。

以上、町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明をさせていただきます。

いただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山田日出夫君） 以上で議案第30号、議案第31号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより議案第30号、議案第31号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に議案第30号の質疑を行います。議案書は10ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

渡邊議員。

○2番（渡邊智大君） 2番、渡邊です。15ページの歳出、4款、1項、2目の新型コロナウイルスワクチン接種事業についてなんですが、今回補正で入ったということで、おそらく接種改正やスケジュール一部変更があるのかなと思うんで、もし変更あれば、その部分を教えていただきたいのもし分かればいいので、ほかの年齢区分も今後どういうスケジュールになりそうなのか、もし分かれば教えてもらいたいです。

以上です。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） ただいま、渡邊議員からご質問のあった新型コロナウイルスワクチンの今後のスケジュールの変更等についてのご質問だったかと思いますが、令和5年度のワクチン接種に関しましては、この5月8日から春開始接種、あと今後、詳細は決まっていないんですけれども9月以降から始まる秋開始接種の二つがあります。春開始接種につきましては、65歳以上の高齢者、あと基礎疾患を持っている方、あと医療従事者および高齢者施設や障がい者施設の従事者等が該当になります。その他の一般の64歳以下の方につきましては、秋開始接種で接種対象となります。お子さんについても一応、春開始の接種の対象になる方も同時に開始予定です。

○議長（山田日出夫君） ほかに質質疑ございませんか。

谷口議員。

○7番（谷口武彦君） 7番、谷口です。今の説明がありました新型コロナウイルスワクチン接種事業ですけども、今、春開始、秋開始ということで、子どもの方の接種もあると思うんですが、対象者をどれぐらいをみて、今、全家庭にアンケートのようなものを送っているのかなと思うんですけども、65歳以上の高齢者、施設従事者等を含めて、対象者等どれぐらいの人数が受けるだろうと予想しているのか、秋の方も含めてですが、どんなふうな計画を立てているのかを分かれば教えてください。

○議長（山田日出夫君） 福祉保健課長補佐。

○福祉保健課長補佐（関口好子君） ただいまの質問ですが、現在、町民の方にご案内させていただいているアンケートというか、ものにつきましては、64歳以下の方で過去に2回、初回接種を済んだ方が対象になりますので、その方々に基礎疾患があったりとか医療従事者の方とか、そういう今回の春開始接種の対象になる方に一応、希望を取るアンケートになります。65歳以上の方につきましては、今後、日程が決まりましたら接種券の方を送付したいと考えておりますが、65歳以上の方で2回以上接種を済んでいる方については、現在1,684名の方が対象となります。12歳から64歳の方については、対

象となる方が1, 814名で5歳から11歳の方が3回受けている方が31名で乳幼児も始まっているんですけども、4か月から4歳までのお子さんについては、今回の対象となる方は1名ということになります。

以上です。

○議長（山田日出夫君） ほかにご質疑ありますか。

村口議員。

○6番（村口鉄哉君） 6番、村口です。歳出の方で説明をお願いしたいと思います。14ページの8、企画費のまちづくり推進事業、負担金、補助及び交付金、コミュニティ助成事業補助金の中身でありますけども、過去に西富実践会については、刈払機をこの事業ではないと思いますけども、宝くじか何かだったかなと思いますけども、当たっているというふうに思っております。ですので、前回、把握しているのであれば、前回何台で今回何台なのかを教えてください。あとほかの実践会についても要望が出た場合については採用するのかどうかをお願いしたいと思います。

次に、15ページの予防費、報酬の会計年度任用職員（事務補助員）の報酬なんですけども、すいません、私、新人議員で申し訳ないんですけども、会計年度任用職員が何種類あるのか、すいません、教えてくださいと思います。

次に、コロナの関連対策ということで、ちょっと広く考えをさせていただきますけども、先ほど今回の補正予算の前段で町長が挨拶されておりました喫緊の課題ということで6月定例に詳細を説明するというようなお話がありました。ただ、かなり厳しい状況は迫っているというふうに私は思いますので、その内容について、スケジュール等がありましたら教えてください。議会としては6月議会、それから臨時議会としては限られておりますので、新町長が既に公約の出ます緊急的に実施する五つの約束として公約が挙げられております部分についてお願いしたいと思います。酪農関係では既に民間レベルで外国産の飼料から購入時でありますけども国産の飼料に替えた場合についてはもう既に助成金の申請が始まっているというふうに聞いているところであります。町長の方で考えているのは国の新型コロナウイルス感染症等対策地方創生臨時交付金事業の中の内容だと思います。既に通常交付金、それから重点交付金の実施計画については、今月の29日が第1回目の締め切りというふうになっておりますし、今後、町長として、町長の任期間もないときでありますけども、スケジュール的にお答えができる部分がありましたらお願いしたいと思いますし、また多くの町民が期待をしている部分でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山田日出夫君） 村口議員に申し上げます。予算の審議というのは、ここに書いてある予算の数量的なものとか、目的に対する質問なんですよね。ご理解いただきたいと思うんですけども。随分ズレてますよ。特に二つ目の問題も・・・

○6番（村口鉄哉君） ですから、緊急性が強いという部分で6月議会までは待てないんじゃないですかという話を僕はしているんです。

○議長（山田日出夫君） いやだから、これに・・・

○6番（村口鉄哉君） だから5月のスケジュール、今のスケジュールは・・・

○議長（山田日出夫君） それは駄目です。このページに書かれている内容に対する質問ですから。これはね、大原則ですよ予算審議の。

○6番（村口鉄哉君）　そういうふうに議長が言われるのであれば、それが決定というふうに理解しておきます。

○議長（山田日出夫君）　私の言っていることで答えられる範囲で答弁を求めますけども、担当課長は誰ですか一つ目。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君）　ページ、14ページですね、歳出の2款、1項、8目、企画費のコミュニティ助成事業助成金で、過去に西富の实践会、おっしゃるとおりですね、同じ事業で当たっております。過去に平成25年に26台、今回につきましては23台の助成の申請が上がってきております。中身につきましては、この刈払機以外にもですね、チェーンソーですとか噴霧器、ブローアなども含まれています。それとほかの实践会においてもですね、同じように過去に当たっていてもですね、今後、申請があれば、応募があればですね、申請を上げていこうと思いますが、決定の方が相手方が財団法人ですので、その対象になるかどうかというのは、ちょっと個別に確認しないと分からないということでご理解願いたいと思います。

○議長（山田日出夫君）　二つ目、三つ目は、一般質問の回答にわたらないように、この議案に沿った答弁を求めたいと思います。

総務課長。

○総務課長（硯見康之君）　私の方から15ページの新型コロナワクチンの会計年度任用職員の種類についてお聞きがありましたので、ご説明いたしたいと思います。

会計年度任用職員につきましては、第1種会計年度任用職員と第2種会計年度任用職員という2種がありまして、第1種につきましてはフルタイム、第2種についてはパートタイムとだけいただければよろしいと思います。その中の種類につきましては、例えば事務員ですとか保育士ですとか土木作業員ですとか、非常に多岐にわたりまして、数的にはちょっとお示しできないかなと思いますので、ご承知おきいただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君）　町長。

○町長（伊田 彰君）　ただいま、3点目で公約の関係も含めてなんですけども、私5点の緊急対策ということで掲げて選挙戦戦いました。政策的に言うとかくまで公約、そして、そこから施策の展開というのがまた職員の中で出てきますので、政策と施策につながる部分というのは、ちょっとまだ、実は平日でいくと3日目でございますので、1日の日に職員の訓示の中でちょっと触れました。明日からですね、ちょっと政策予算の関係も含めてですね、企画財政課と協議するところがございますので、現段階ではちょっとお答えすることができないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（山田日出夫君）　ほかに質疑ありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君）　質疑がないようですので、これより討論を行ないます。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（山田日出夫君）　次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) ほかに討論ございませんね。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第30号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号の質疑を行います。議案書は18ページでございます。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第31号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査について

○議長(山田日出夫君) 次に、議会運営委員長から追加で提出されました所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員長から所管事務調査について、委員の任期満了までの間、閉会中も継続して調査、審査できるよう、別紙のとおり議決の願い出が議長に対して出されております。

これを承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(山田日出夫君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から願い出のありました所管事務調査について、委員の任期満了までの間、閉会中も継続して調査、審査できるように決定いたしました。

◎閉会の宣言

○議長(山田日出夫君) 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第1回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。
本日は長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時25分